

■ケアマネジャー範囲外業務への対応など、中間整理の素案を示す

- ・厚生労働省は7日、ケアマネジメントに関する課題を議論する検討会の会合で、本来は介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務範囲外とされる業務への対応や人材確保に向けた方策、法定研修の負担軽減などについての方針をまとめた中間整理の素案を提示した。
- ・ケアマネジャーの業務の在り方について素案では、利用者からの業務範囲外の分類と、その依頼への対応策を盛り込んだ。具体的には、ケアマネジャーの業務範囲外の依頼について、▽保険外サービスとして対応しうる業務▽他機関につなぐべき業務▽対応が困難な業務ーなどに分類した。
- ・保険外サービスとして対応しうる業務として、書類の作成や発送、代筆・代読などを挙げた。ほかの機関につなぐべき業務では、利用者の部屋の片付けやゴミ出し、買い物の家事支援や財産管理など。対応が困難な業務として医療同意を挙げた。素案では、それぞれの内容に応じてケアマネジャーが、NPO やボランティア団体などにつなぐこととした。
- ・また、死後事務については、高齢者等終身サポート事業者などの民間事業者のサービスでの対応が適切とした。そのうえで、2024年6月に公表された「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知を含めて、利用者が安心してサービスを利用できる環境の整備が重要だと強調している。
- ・ケアマネジャーの業務の在り方以外では、▽人材確保・定着支援に向けた方策▽法定研修の在り方▽ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みの促進ーの3つを素案に盛り込んだ。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第5回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 資料

令和6年11月7日（木）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45155.html